

津山市監査委員告示第3号
令和元年12月26日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和元年度の公の施設の指定
管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のと
おり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

令和元年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の期間及び対象

1 期 間

令和元年8月28日から令和元年12月18日まで

2 実施日及び対象

実施日	指定管理者名	施設名	所管部署
11月20日	社会福祉法人 江原恵明会	津山市立ときわ園	環境福祉部 高齢介護課

第2 監査の範囲及び方法

平成30年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、所管部署及び指定管理者から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合を行ったほか、関係者から説明を聴取するとともに、施設の現地調査を実施した。

第3 指定管理の状況

1 指定管理の概要等

(1) 施設の所在地 津山市井口100番地1

(2) 施設の内容 敷地面積 6,856.58㎡ 延床面積 3,946.64㎡

1階 養護老人ホーム用居室20室、老人短期入所用居室5室、
共同生活室3室、食堂、集会室、大浴場、小浴場、特別
浴室、医務室、会議室、静養室、事務室、応接室

2階 養護老人ホーム用居室60室、共同生活室6室

(3) 施設の定員

養護老人ホーム入所 80人 10居室(個室)/ユニット×8ユニット

老人短期入所事業 5人 5居室(個室)/ユニット×1ユニット

(4) 施設の設置目的

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、養護老人ホームとして設置

2 管理業務の内容

- (1) 園の入所者の養護に関する業務
- (2) 園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園の運営及び管理に関する業務のうち市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

3 指定の期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

4 指定管理料 19,000,000 円（平成30年度決算額）

5 利用料金制 採用していない

第4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者について

【指摘事項】

- (1) 津山市立ときわ園運営規則の改正により平成28年4月1日から、ときわ園の園長は職名が施設長に変更されているが、指定管理者が従前のまま園長の公印を保管し、各市町への措置費の請求をする際に請求印として使用していた。同規則に基づき施設長の印を使用し、園長の公印については、所管する高齢介護課で管理するよう改められたい。

【要望事項】

- (1) 拠点区分間繰入金支出は、法人本部経費にあたるもので、バス、ごみ収集車を含む車両管理費、運転手派遣に係る諸経費、指定管理業務に係る負担経費などとの説明であった。直接経費に該当するものと間接経費に該当するものを精査し、実際の収支状況を適切に報告するよう努められたい。

3

- (2) モニタリングの実施については、仕様書に実施項目が記載されているが、清掃及び機器点検の実施状況、並びに苦情・トラブルへの対応状況について、市に提出された事業報告書には記録がなかった。これらについても、月末もしくは年度

末の事業報告書に記載されたい。

- (3) 業務の再委託については、仕様書において津山市と協議の上実施する旨が記載されているが、口頭で報告し承認を受けていた。記録を明確に残すためにも書面での事務を徹底されたい。また、自主事業についても仕様書において、事前に協議し、承認を得てから実施するとされているため、その過程を書面で残すよう徹底し、協定書第22条に基づき業務報告書に実施状況に関する事項を記載されたい。

2 所管部署について

【指摘事項】

- (1) 津山市立ときわ園運営規則の改正により平成28年4月1日から、ときわ園の園長は職名が施設長に変更されているにもかかわらず、指定管理者が従前のまま園長の公印を保管し、各市町への措置費の請求をする際に請求印として使用していた。同規則に基づき施設長の印を使用するよう指導し、園長の公印については、返還を求め、廃止に伴う事務処理をされたい。
- (2) 「津山市立ときわ園之印」の管守者は社会福祉事務所長となっているが、実際にはときわ園の事務所で保管されていた。津山市公印規則に基づき、管守者が責任を持って管理できる場所で保管されたい。

【要望事項】

- (1) 指定管理者が指定管理業務に必要なため「施設長の印」を指定管理期間以前に購入し、現在使用していた。「施設長の印」の使途範囲及び取扱いについて整理されたい。
- (2) モニタリングにおける点検項目については、仕様書などに記載されている項目を漏らすことなく、点検項目毎に点検時期を定めることにより、業務が適正に履行されているか確認されたい。その際、必要に応じて指定管理者に対し、業務日誌、経理関係帳簿等の提出を求め、管理運営業務の実施状況を詳細に把握されたい。
- (3) 拠点区分間繰入金支出には、直接経費に該当するものと間接経費に該当するものが含まれていた。事業報告書と対比させて経費が把握できるよう経費区分を明確にし、決算書に反映するよう指導されたい。

- (4) 協定書第42条で示されている連絡会等について、地域の代表者の参加を検討しているとのことであったが、指定管理者と所管課の職員以外にも利用者や関係する団体などの参加について検討し、開かれた施設運営のためにも幅広い意見の聴取を図り、円滑な業務の実施とサービスの改善に資されたい。

第5 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

津山市立ときわ園は、老人福祉法に基づき、老人の福祉を図るため設置され、おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭において生活することが困難な人が居住地の市町村の措置で入所する養護老人ホームである。同園は、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことを運営方針としている。

同園は、施設の老朽化に伴い平成26年10月に津山市横山から現在の井口に新築移転し、平成27年3月に指定管理者制度の導入を図るとともに、特定施設入居者生活介護事業の運営ができるよう整備を行った。

その後、平成28年4月から社会福祉法人江原恵明会が指定管理者となり、令和元年度で4年目を迎えている。平成30年度末の入所状況は、定員80名に対して78名（内津山市民68名）であり、特定施設入居者生活介護の利用者は37名となっている。

指定管理者は、モニタリングのため施設内に意見箱を設置するとともに、日々の面接や入所者自治会の月例会、ユニット懇談等において、意見要望を直接聞き取るなどして、利用者の満足度調査を行い、改善に取り組んでいる。

養護老人ホームという施設の特性上、多くの高齢者が日常生活を営む場であることから、今後も利用者が快適で安全安心に過ごせるよう、日々の施設点検と入所者の処遇について十分な対策を講じ、公の施設の管理運営を行われたい。

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上を図り、最少の経費で最大の効果を実現することにある。

今後も、指定管理者がそのノウハウを遺憾なく発揮できるよう、市は指導監督に努め、施設の適正な管理と利用者に対するサービスの向上が図られるよう望むものである。